

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 2 6 日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 殿
法務局民事行政部登記情報システム管理官 殿
地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿
地方法務局登記情報システム管理官 殿

法務省民事局総務課登記情報センター室 吉田補佐官
法務省民事局民事第二課 赤間補佐官

第 1 3 次地方分権一括法による住民基本台帳法の改正等に伴う住基ネットの利用が可能な事務の拡大について

令和 5 年 6 月 1 6 日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 5 8 号）が公布され、同年 9 月 1 6 日に、同法による住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の改正に係る部分が施行され、同日付けで、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成 1 4 年総務省令第 1 3 号）が改正されました。

本改正は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用が可能な事務に、新たに以下の①から⑤までの事務を追加することを含むものです。

- ① 不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 条第 1 項の地図の作成に関する事務（法務局地図作成事業）
- ② 同法第 2 9 条第 1 項の調査に関する事務（表示に関する登記）
- ③ 同法 1 3 3 条第 1 項、第 1 3 6 条第 1 項、第 1 4 0 条第 1 項及び第 1 4 4 条第 1 項の通知に関する事務（筆界特定制度）
- ④ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 3 0 年法律

第49号)第44条第1項の探索に関する事務(長期相続登記等未了土地
解消事業)

- ⑤ 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年
法律第15号。以下「表題部法」という。)第3条第1項の探索に関する事
務(表題部所有者不明土地解消事業)

本改正を受けて、登記情報システムを改修し、本年4月1日より各種事務
において同システムを利用して住基ネットを活用できることとなったため、
お知らせします。また、これに伴い、下記のとおり運用方法を定めましたの
で、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

1 具体的な事務について

本改正により、新たに住基ネットによる住所情報等の取得が可能となる主
な事務は、以下のとおりである。

- (1) 地図作成事業における立会依頼のための通知を送付するに当たって行う
土地所有者等の生存の事実の確認並びに氏名及び現住所の特定
- (2) 職権による表示に関する登記の実行に伴う調査の実施に当たって行う土
地所有者等の生存の事実の確認並びに氏名及び現住所の特定
- (3) 筆界特定制度における各種通知のための土地所有者等の生存の事実の確
認並びに氏名及び現住所の特定
- (4) 長期相続登記等未了土地解消事業における所有権の登記名義人の法定相
続人の探索に当たって行う所有権の登記名義人の死亡の事実その他の当該
土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報の特定
- (5) 表題部所有者不明土地解消事業における土地所有者等の探索に当たって
行う表題部所有者不明土地の所有者、占有者その他の関係者の生存の事実
の確認並びに氏名及び現住所の特定

2 請求方法について

登記情報システムを利用した請求の方法については、以下のとおりとする。

- (1) 事件区分を「立件」として、受付番号を取得する。このとき、対象不動
産を選択する必要がないことから、区分欄については「物不」を選択する。
- (2) 受付番号は、任意の番号を取得する。

なお、一つの受付番号を利用して、複数の業務に関する請求をすること

として差し支えない。

(3) 調査終了後、事件処理の方法として、以下のいずれを選択しても差し支えない。

ア 事件中のまま保持し、他の請求に活用する。

イ 調査完了を指示する（「物不」を選択している場合、調査完了をもって事件完了となる。）。

ウ 受付修正により当該事件を削除する。

3 DV等支援措置の申出がされていないことの確認等について

住基ネットを利用して住所情報等を取得する場合、請求対象者のDV等支援措置の申出の有無については確認することができない。

そこで、長期相続登記等未了土地解消事業において法定相続人情報に法定相続人の住所を記載する場合や、表題部所有者不明土地解消事業において特定した表題部所有者の住所を登記し又は所有者特定書に所有者等の住所を記載する場合、その他住所情報等を含む書類を登記簿の附属書類としてつづり込む場合など、住所情報等が本人以外に知られる可能性がある手続においては、必ず、請求対象者がDV等支援措置の対象者であるか否かを照会する旨を付記した住民票の写し・戸籍の附票等交付請求書（公用請求）を使用するなどして、DV等支援措置の申出がされていないことを確認し、申出がされている場合は、同人の住所を記載しないなど、所要の措置を講ずることとする。

また、その他の手続においても、DV等支援措置の申出の有無の確認をしていない住所情報等を保存するに当たっては、本人以外にその内容を知られることのないよう細心の注意を払うこととする。